

目次

改悪特措法のもとでの闘い ----- 2  
 ICNU 勧告 (要旨) ----- 7  
 10 区の会 署名提出行動 ----- 8  
 ニュースクリップ ----- 9  
 10・21 県民総決起大会 ----- 10  
 連載：やんばる便り (7) ----- 11  
 新刊紹介 ----- 14  
 集会案内 ----- 15  
 那覇市長選カンパ ----- 16

# 軍用地を生活と生産の場に！

# 一坪反戦通信

No. 117

2000年10月28日

発行：沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック

住所：東京都千代田区三崎町 2-2-13-502

電話：090-3910-4140 FAX：03-3386-2203 郵便振替：00150-8-120796

ホームページ：<http://www.jca.apc.org/HHK/> 電子メール：[hankach@jca.apc.org](mailto:hankach@jca.apc.org)

毎月1回 28日発行 一部200円 定期購読料 年2000円



那覇市長選挙の投票日(11月22日)が近づいてきています。

今回の市長選挙にあたり、保守陣営はこれまで那覇革新市政を支持してきた公明党の支持をとり

つげ、二年前の知事選挙のように、政府中央や県内の経済団体も総動員し、これまでの最大の体制で那覇革新市政の打倒に向けて活発な選挙活動をすすめています(ちなみに、保守陣営は九二年、九六年と候補者を擁立しきれませんでした)。

危機感を持った在京の沖縄出身者は、いち早く那覇市長選・堀川美智子市政をめざす会を結成し、支援カンパ活動に取り組み始めましたが、目標額にはなかなか到達しきれず、県出身者の選挙支援活動にもそろそろかけりが見えてきています。

そのような中で、関

東ブロックは、前回の通信で会員・読者のみなさんに支援カンパを呼びかけました。

選挙支援カンパには結構いい反応で、運営委員も喜んでいますが、今回の選挙の持つ重要性からし

て、まだまだ十分な金額とは言えません。那覇市も反戦地主です。一坪反戦地主会の結成の目的は反戦地主を支えていくことにあります。八三年に



「命こそ宝」2001年カレンダー(16頁参照)

関東ブロックを結成した頃に「何も活動をしなくても一坪反戦地主でいることが反戦地主を支え、政府に圧力をかけることになる」とよく言われていたことがありました。今はそんな悠長なことを言っているときではありません。日本政府が総力をあげて那覇市政を打倒しようとしています。今、本土で私たちができることは唯一支援カンパだけです。

九五年九月以降の本土における沖縄支援の運動をふり返り、沖縄の闘いへの変わらぬ連帯の思いを支援カンパに託し、現地を大きく激励していきましよう。カンパを送ってない人はもちろん、すでに送った人も再度の支援カンパをお願いします。

(木村)

## 【学習会】

## 改悪特措法のもとでどう闘つか

一月一四日

文京シビックセンター会議室

楚辺通信所（通称・象のオリ、読谷村 知花昌一さん所有）と牧港補給地区（浦添市、古波蔵豊さん所有）の一部について、今年四月に施行された再改悪特措法に基づく強制使用手続きが進んでいる（資料1）。県や市町村の関与が排除されたため、今年中にも公開審理が開かれる可能性が出てきた。

関東ブロックでは、公開審理闘争を含む今後の闘いをどう切り開いていくかを学ぶため、沖縄から講師を招いて学習会を行った。出席者は会場がほぼ埋まる約五人。講師の安里秀雄さん（連憲共闘会議事務局長・反戦地主会事務局次長）には、再改悪された米軍用地特措法の解説、強制使用手続きの進行状況、今後の展望など、多岐にわたる内容でお話いただいた。学習会に参加できなかった会員・読者のために講演内容を掲載する。約一時間の講演を編集部が責任でまとめた。

質疑応答のあと、一五日の「新・名護サポーター結成集会」出席のために上京された安次富浩さん・新崎盛暉さんは現地沖縄の状況を伝えていただいた。

安次富さんは、リコール断念で一時的な停滞感のあったヘリ基地反対協が、九月一九日の総会で、「名護市民投票を尊重し、基地の受け入れ表明撤回と新基地建設を目的にした代替施設協議会の解散



を要求する決議」を行い、県や名護市に要求したこと、さらに、一年半後に迫った名護市長選でヘリ基地に反対する市長誕生への努力などを含む活動方針を決めて新体制で再出発したことを報告。沖縄の米軍基地撤去には、日米政府を震え上がらせるほどの強烈な闘いを沖縄からもう一度作っていく必要があることを強調した。

年内にも始まる可能性のある公開審理に対して、関東ブロックとしても最重要項目として取り組みます。日程が決まり次第、ホームページ等で連絡する予定ですが、この件に関してのお問い合わせは、表紙の連絡先にお願いたします。

## 新崎さん講演要旨

嘉手納の共有地に対する申請は地籍不明地として却下されたが、施設庁は建設大臣に審査請求した。我々は直接の関係者として、建設省に我々の意見を聴取させ、現在も審理は続行している。建設大臣が総理大臣の認定を覆すはずはないので、却下判決は間違いだとし戻すだろう。

特措法の再改悪によって、県収用委員会が行う公開審理以外は、地方の関与が全て排除された。しかも、収用委員会が却下しても、総理大臣が代わって裁決する。これは、私有財産制度を軍用地に関して是否定する軍用地最優先政策であり、ま

さに有事立法だ。

今回の強制使用手続きにおいては、我々は直接の当事者ではない。これは、一坪反戦地主会が結成される前の状況と同じ。しかも、大衆運動のきっかけにもなりうる県・市町村の関与が一つ一つ潰されてきた。これらのことを念頭に、今後の運動をどう組み立てていくか、反戦地主と相談しながら、現実的に考えていく必要がある。

サミットに対抗ということで立ち上げた平和市民連絡会は、基地をなくすという本来の運動を追求するため、仕切直し、第二期の発表をした。

七月の嘉手納基地包囲（人間の鎖）は、これまでの基地包囲の中で、組織的な取り組みが一番弱かったが、一番大規模だった。一人一人の民衆の危機感が基地包囲の成功に導いたといつべきで、組織的運動はある意味で低調に見えるが、これまでとは異なる動きの萌芽がある。この動きをどうとらえるかが今後の課題だ。

安里さんの講演や、安次富さんの話にもあったが、アメリカ内部で沖縄の基地見直し論が出てきた。しかし、朝鮮半島の急激な変化の中で、日米関係を米英関係に相当させるような、相互協力の強化の中で、沖縄の基地を検討しようということである。流動化している状況をつかんで、気を引き締めて運動を進める必要がある。

（まごめは編集部）



安里秀雄さん 講演

「改悪特措法のもとでどう闘つか」というタイトルになっていますが、まず結論から。闘いは変わりません。法律の内容が変わりましたから、裁判の内容は変わります。しかし、闘いは変わりません。そこをまず押さえておいてください。

特措法「改正」に関する文章を読みますと、九年四月十七日「改正」となっていることが多いのですが、四月十七日は「改正」ではありません。四月十七日は国会を通過した日。施行日ではない。資料3(「土地強奪の経過」4頁)にあるように、「改正」日(施行日)は九七年四月十三日です。地方分権整備法も同じです。国会を通ったのは九九年七月七日、施行日は二 年四月一日。

「改正」特措法で変わった点は、市町村、あるいは県知事の関与ができなくなったこと。今まで、市町村や県知事が公告縦覧や代理署名を拒否できたのが、拒否できなくなった。ここが「改正」特措法の主な点です。したがって、市町村長や県知事が保守であれば関係ない。太田知事が拒否をしたために、それをどうにかしなくてはいけないということ、特措法を「改正」したわけです。市町村や県知事に対しては、特措法は変わりました。しかし、運動そのものは変わらな



現在、「改正」特措法のもとで強制使用手続きの(資料1)まで進んでいます。(資料1)まで進んでいます。判決申請書の公告・縦覧が十

月一日に始まりました。この公告縦覧というのは、九五年の太田知事が拒否した代理署名のあとの手続きです。これがなくなりました。県知事の関与がなくなると、那覇防衛施設局が公告縦覧をやります。

米軍用地特措法がいつ頃できたかというと、五年のいわゆる平和条約に、日本が独立し、連合国は九十日以内に日本から撤退すると明記されていた。しかし、平和条約締結と同時に、旧安保条約を締結します。連合国が日本から撤退すると同時に、安保条約六条によって、アメリカの駐留を認めるという二段構え。安保条約を実施するために、行政協定(現在の地位協定)が作られる。この行政協定を実施するために、この米軍用地特措法が制定され、基地の提供義務ができた。本土でも特措法の適用によって土地の強制使用があった。しかし、本土での適用は六ヶ月。しかし、沖縄での申請は十年とかの長期申請だった。

米軍用地特措法の手続きはまず地主への意見照会が始まる。第四条で、地主の意見を聞かなければならないことになっている。防衛施設局は賃貸借契約に応じない地主に対して、「特措法を適用しますが、どうしますか、意見はありますか」という照会文書を送ります。これが始まり。米軍用地特措法の手続きは土地収用法に基づくことになっている。意見照会も土地収用法に基づいて出しますが、違いがある。土地収用法では、地主・関係人・利害関係人の三者に照会を出す。しかし、米軍用地特措法は土地収用法をふまえているにもかかわらず、利害関係人を除いている。ここが大きな特徴です。なぜ利害関係人を除いたか。たとえば、沖縄市全体、あるいは、沖縄市、石川市、

強制使用手続き(資料1)

1. 地主への意見照会書送付 ..... 那覇防衛施設局長(2000年4月14日)
2. 強制使用認定申請 ..... 那覇防衛施設局長(5月19日)
3. 強制使用認定 ..... 内閣総理大臣(6月27日)
4. 土地・物件調書の作成 ..... 那覇防衛施設局長
5. 署名押印の代行 ..... 那覇防衛施設局職員(総理大臣の代行、8月16日)
6. 強制使用判決の申請 ..... 那覇防衛施設局長(9月6日)
7. 判決申請受理会議 ..... 県収用委員会(9月25日)
8. 意見照会文書の送付 ..... 県収用委員会(9月26日)
9. 判決申請書の公告・縦覧 ..... 那覇防衛施設局(10月11日~25日)
10. 公開審理
11. 使用判決(2001年4月1日 期限切れ)
12. 補償金の支払い
13. 権利の取得

嘉手納町、北谷町、全部利害関係人がいますから、そういう人たちみんなに意見を聞いていたら大変だ、ということ、米軍用地特措法では意見照会するときに利害関係人だけは抜いている。ですから、地主と関係人（地主が銀行から融資を受けている場合には、銀行が関係人）だけです。地主への意見照会が今年の四月一四日。二週間以内に意見を出してくださいと。



そして、地主から意見が出たら、その意見を添付して、内閣総理大臣に強制使用認定の申請する。ただし、地主の意見は添付しますが、はたして、総理大臣が地主の意見まで読むかどうか。おそらく読みはしない。その申請を受けて、総理大臣は強制使用認定をする。これが六月二十七日。強制使用認定に対して不服があれば、三カ月以内に裁判所に提訴しなくてはならない。もし、提訴しなければ、その強制使用認定が正しいということになるから、公開審理等で意見を言うときに非常に弱い。だから、意見書を出して、その後裁判ということになる。

使用認定が出たら、土地・物件調書を作成して、資料1の五番目に進む。今までは、防衛施設局が作成した土地・物件調書を地主が拒否した場合には関係市町村にあげりました。今回の場合なら、象のオリは読谷村、牧港補給基

地は浦添市にあがったわけですが、特措法の「改正」で、市町村は関係ないということ、総理大臣の代行として、施設局の職員が署名押印をした。これが八月一六日。九七年に「改正」された特措法の一三条によって、総理大臣の代理の職員が署名押印をする。土地収用法では三六条。署名の代行をしたら、次に施設局は、もう書類が整ったということ、県収用委員会に裁判申請書を出します。

問題なのは楚辺通信所、象のオリです。前回、収用委員会には十年間の裁判申請をしましたが、公開審理の途中で、四年間に訂正すると国側は言ってきた。なぜ、四年か。SACOの合意に、一年三月三十一日に返還するという項目があった。したがって、三月三十一日までしか使いませんということ、収用委員会に裁判申請の訂正をしたわけです。国は自ら三月三十一日以降は使いませんと言いながら、収用委員会に満額認められたにもかかわらず、返還しないで、まだ強制使用すると今回申請した。行政の怠慢です。しかも、あの施設は遊休化している。民間の人たちが管理しているだけで、何も使用していない。本当に必要なのか。

収用委員会の当山会長は、「米軍用地特措法がおかしければ、おかしくないような判決を出す」と言っている。そして、三月三十一日に期限が切れませんが、それにはこだわらないとも言っている。そういうことで、九月二十五日に裁判申請書を受理した。翌日、収用委員会は地主に対して意見照会文書を送付します。収用委員会から出された意見照会文書、これは、皆さん経験があると思いますが、これには何らかの返事をしないとダメです。「土地は貸しません」とか書いたものを出さなければ

## 判決の区分（資料2）

### 1. 認容の判決（12施設）

1 取得権限の時期 1998年9月3日

2 明け渡しの時期 1998年9月3日

#### 3 使用期限

1年 瀬名波通信所（1998年9月3日～1999年9月2日）

2年6月29日 楚辺通信所（1998年9月3日～2001年3月31日）

4年 普天間飛行場（1998年9月3日～2002年9月2日）

那覇港湾施設（1998年9月3日～2002年9月2日）

5年 伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン、嘉手納弾薬庫、トリイ通信所  
嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区、陸軍貯油施設  
（1998年9月3日～2003年9月2日）

2. 却下の判決 キャンプ・シールズ（1件1筆）、牧港補給施設（1件2筆）、

普天間飛行場（1件2筆）、嘉手納飛行場（2件8筆）計4施設（5件13筆）

3. 損失の補償判決 楚辺通信所

## 土地強奪の経過(資料3)

## I. 銃剣とブルドーザー

II. 公用地暫定使用法(1972年5月15日~1977年5月14日) 反戦地主(4日間の空白)

III. 地籍明確化法(公用地法の延長 1977年5月15日~1982年5月14日) 反戦地主

## IV. 米軍用地収用特措法適用

1. 1回目 1982年5月15日~1987年5月14日 反戦地主(一坪反戦地主会の誕生)

2. 2回目 1987年5月15日~1997年5月14日 反戦地主

3. 3回目 1992年5月15日~1997年5月14日 契約拒否地主(新たな反戦地主の誕生)

4. 4回目 内閣総理大臣強制使用認定 1995年9月5日

裁決申請 1996年3月29日

公開審理(第1回) 1997年2月21日

\* 1997年4月1日 楚辺通信所期限切れ(4月22日まで空白期間)

米軍用地収用特措法の「改正」 1997年4月23日(1997年4月17日 国会通過)

第11回公開審理 1998年1月29日

県収用委員会裁決 1998年5月19日

引き渡し期限 1998年9月3日

「改正」特措法の下で暫定使用(1997年5月15日~1998年9月2日)

地方分権整備法(「改正」特措法を含む) 2000年4月1日(1999年7月7日国会通過)

5. 「改正」特措法のもとでの強制使用(5回目の適用)

いけない。公開審理は、自分の出した意見書の補充という形で自分の意見を述べるということになっているので、収用委員会の意見照会に対して意見書を出していない人は、公開審理の場で意見陳述権がなくなる。こういう経過で、現在、那覇防衛施設局の公告縦覧が始まっている。

これから、収用委員会・地主・施設庁の三者会議を開いて、公開審理の日程を話し合う。今回は、これまでの三千人近くの公開審理とは違って二人だけ。象のオリと牧港補給基地の一筆。

一時間ずつ意見を聞いて、二人で二時間で終わる可能性もないわけではない。しかしそうならないだろう。これまでの公開審理同様、まず、現地立ち会い申請をする。意見を述べるには、土地を見ないといけない。しかし、今までは、収用委員会の中で却下されてきました。米軍が認めない。しかし、象のオリの時には、国側の言い分を全て却下して、裁判所が中にはいるべきだと認めました。民事裁判での関連事項を、最近、弁護士が探してきました。米軍基地に関する文書ですが、「日本の民

事裁判所は合衆国軍隊の使用する区域または施設内で検証することができる」とあります。裁判所の決定さえあれば、米軍がいやだと言っても、中にはいることができるということ。収用委員会は裁判所と同じではないのですが、裁判の中ではできるということです。検証しないと裁判官は判決を書くことができない。こういう文書があるものですから、今回の裁判で我々は、検証の要求を出してある。一三施設全部について、北は伊江島から、南は那覇港湾施設まで、検証申立書を出している。国側はそういう必要はないと言ったものですから、先週の火曜日の裁判に、この資料も初めて知った。裁判所の命令があれば拒否することはできないということです。

収用委員会が三月三十一日までに結論を出すかどうか。もし、出さなければどうなるか。ここが「改正」特措法に関係するところ。もし結論を出さなければ、暫定使用ができるというのが、二回目の「改正」です。地方分権一括法案のなかに特措法の「改正」が潜り込んでいたわけですが、そのなかで、裁決ができなければ、総理大臣が裁決をするということになっている。使用認定から、代理署名、公告縦覧、使用裁決、全て総理大臣の手でできる。はたして、これが民主主義か。裁判所がどう判断するか。「改正」特措法になって、公開審理が始まって裁判とのからみが大きくなっていくのではないか。

公開審理についてはまだ収用委員会との話がなされていないので、何回で終わるか分からない。物的に言ったら、二時間で終わることもできる。しかし、そうはいかない。公開審理に参加された

方は記憶にあると思いますが、冒頭、那覇防衛施設局の申請理由説明というのが入る。二時間くらいしゃべります。その後、本来は地主の意見陳述です。ところが、那覇防衛施設局が申請理由をしゃべるが、すぐその後地主の意見を言いなさいとは、ならない。申請理由を持ち帰って、じっくり検討してから意見を言う。問題は、申請理由のあとにこちら側が何を出すかです。我々としては、基地内立ち入り要求を出す。収用委員会に対して、とにかく現地を見せてくれと、現地を見ないで意見を言いなさいと言つのは難しいと持っています。ですから、その日は意見陳述はないはず。だから、一回目の期日に、現地に入る可能性もある。基地内立ち入りが認められない場合の戦術も考えなくてはならない。ですから、いろんな戦術を考えながらやります。

今問題になっているのは、象のオリと牧港補給基地ですが、なぜ三月三一日になったのかを説明しておきます。象のオリは、SACOの合意に合わせて収用委員会が三月三一日に返還するという裁決をした。一方、牧港補給基地は新しい土地。浦添の古波蔵さんという方が契約されていた土地を買いました。契約された土地は民法で、二年間は借り続けることができる。古波蔵さんの土地は、前の地主が一年前に契約していた土地だった。それが三月三一日でできる土地だった。ですから、この二つがくっついてしまったわけです。前の強制使用の時に四年間の強制使用というのがあります。普天間飛行場と那覇港湾施設ですが、来年から手続きに入ります。五年間の伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン、嘉手納弾薬庫……、は一二年から強制使用手続きに入らな

いとイケない。収用委員会がバラバラな強制使用裁決を出したため、毎年強制使用手続きをするごとに結果的になってしまった。

収用委員会が出した裁決では、九八年九月三日に土地を明け渡しなさいという裁決でした。すると九七年五月一日から九八年九月二日まで、どつなっていたかという、暫定使用です。収用委員会は五月二九日に裁決をしますが、この日が明け渡し日ではない。地主に対して賃貸料(＝補償金)を払って初めて、使用権原が発生する。楚辺通信所と牧港補給基地が三月三一日に期限が切れる。ここで裁決しても間に合わない。遅くとも二月には裁決を出す必要がある。三日に補償金を支払って初めて、三一日から使用することができます。ですから、前の時も五月一九日に裁決を出しましたが、九月三日から使用ということになった。前回は三



名で、人数が多かったから。今回の場合一人だけですから、二月末日までに収用委員会が裁決を出せば間に合う。そうすると、公開審理は、十二月、一月と二回くらいしかやれない。地主と収用委員会との話し合いが今月開かれるとしても、諸手続で、二月に開かれなざら、一月、二月に一回ずつ公開審理をする。収用委員会の会議が三月にはいるとすると、四月に裁決を出す可能性がある。しかし、補償金の支払いで一ヶ月おくと、五月の明け渡しにな

る。なぜ、そこまで国がのんびりしているのか。これが特措法の「改正」なんです。期限までに収用委員会が裁決を出し切らない場合には、総理大臣が代わって裁決をする。

これまでの話は、収用委員会が裁決を下す場合の闘争です。収用委員会の裁決には三つある。認容の裁決、却下の裁決、補償金のみ裁決。これまでの裁決は一つでした。つまり五年とか十年とか。九八年の裁決には認容と却下があります。一坪の土地、反戦地主の土地。却下裁決に対しては、国側がいわゆる行政不服審査法で建設大臣に審査請求を出している。その手続きが進んでいる最中です。全て水も漏らさぬように国側のために法律がある。収用委員会が却下しても使えるように、審査請求を出しておけばその間は暫定使用しているというのが、「改正」特措法。

内閣総理大臣の強制使用認定、代理署名、公告縦覧、裁決と、総理大臣が全てるのですから、確かに効率はいい。沖縄の土地はどこでも取れる。そうなったときに肝心なのは、沖縄現地の問題です。収用委員会が却下するか。沖縄現地は認めていないけれど、総理大臣は強制使用する。そういう方向に持っていくことができるかどうか、この闘争です。収用委員会が強制使用していいですよと裁決した場合、これはもうどうにもならない。却下を勝ち取るという闘争がこれまで以上に重要になってくる。

沖縄の二紙には一面トップで載っていました。アメリカのシンクタンクが海兵隊を削減しても良いということを出してきました。しかし、条件が付けている。海兵隊を削減しますが周辺事態法だけはダメだと。憲法を改正しなさいと。集団自

衛権を日米で合意しましょうと。その条件で沖縄の海兵隊を削減してもいいと言っている海兵隊が削減されると言うことで喜んだ。ところが日米によって憲法改正に進んでいく。憲法調査会もでき、アメリカから言えばしめたものだ。集団自衛権を認めなさい、それを認めるのであれば、海兵隊の削減をしてもいいと。その辺も注意深く見ていかなければならない。

「改正」特措法で問題になるのが緊急判決です。いままでは、反戦地主の土地、これは現在使われている土地、いわゆる認定土地という。しかし、「改正」した特措法の中に、特定土地の強制使用というのが出てくる。特定土地も強制使用することができる。つまり、総理大臣が軍事基地としてアメリカに提供しようとする、新規接収ができる。そこら辺が、「特措法」「改正」の中身です。ただし、六ヶ月という期限は区切つてある。問題は、六ヶ月という期限は切つても、たとえば立川闘争を見てください、六ヶ月、六ヶ月と期限を区切りながら四回ほど続いた。法律で六ヶ月だから、六ヶ月で返すんだと思つたらとんでもない、何回も緊急使用ができる。法律の解釈は非常に難しく、専従でやっていてもなかなか分からない。特定土地とは、「駐留軍の用に供するため第五条の規定による認定があつた土地等のうち認定土地等を除くもの」となつている。認定土地とは、「駐留軍の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について第五条の規定による認定があつたもの」とされている。わかりにくいですが、「現に駐留軍の用地として使われている土地」が認定土地です。

特定土地とは、「新たに接収される土地」のこと。隠されたものが入つてきた。沖縄が復帰するときに全国の沖縄化ということが言われましたが、まさしくどこでも接収できるようにした。内閣総理大臣が強制使用判決できるわけですが、その中に一つだけ逃げ道を作つてある。判決するとき、防衛施設中央審議会の議を経なければならぬことになつている。つまり、総理大臣が審議会を作つて、そこが判決結構ですよと言つたときに総理大臣が認可をする。第三者機関も認めたと逃げ道。

土地収用法の「改正」の中で、一坪反戦地主の土地は収用し、反戦地主の土地は強制使用した方がいいという議論が出てきた。土地収用の方は強制的買い上げ。一坪反戦地主つぶした。収用は買い上げてしまうから、一坪反戦地主がなくなることになる。一坪反戦地主という言葉は出てきませんが、「公共のために共有運動をしている土地は強制収用しなさい」と言う意見が出たようだ。公共のためにと言いますが、沖縄の土地は「高度の公共性」といいます。軍事基地は普通の公共よりもつと上らしい。高度の公共性のために土地を使う。建設省ではそのような動きがありません。この辺も今後注目して行かなくてはならない点です。

(まともは編集部)

#### 国際自然保護連合 (ICNU) 勧告 (要旨) 2000.10.11 (出典: 沖縄タイムス)

- 1 日本国政府に対しての要請
  - (a) ジュゴン生息域や周辺で、軍事施設および軍事演習場の建設に関する自発的環境影響アセスメントを可能な限り早くやり遂げること
  - (b) ジュゴン個体群のさらなる減少の阻止や回復に役立つ保全対策を可能な限り早急に実施すること
  - (c) やんばるの生物多様性と絶滅が危くされている種、ジュゴンの地域個体群を保全するための計画を可能な限り早急に作り、これらの種と生息地の詳細な調査を行うこと
  - (d) やんばるの世界自然遺産候補地指名を考慮すること
- 2 米国政府に対しての要請
 

日本政府の依頼に従い、自発的環境影響アセスメントへ協力すること
- 3 日米両国政府に対しての要請
  - (a) 自発的環境影響アセスメントの結果に基づき、ジュゴン個体群の存続を確実にするため役立つ適切な対策を講じること
  - (b) 1(c)の調査を考慮に入れ、予定されている軍事施設および演習計画の環境への影響に関するアセスメントを行い、それに基づいてノグチゲラやヤンバルクイナの存続を確実にするため役立つ適切な対策を講じること

九月二八、二九日 東京行動

## 「十区の会」

首相官邸と米国大使館に署名を提出

### 二八日 集会

「今も基地被害にあっています、これ以上基地をつくるのはやめて!」

普天間の移設先にされた名護から「二見以北十区の会」の代表二人が九月二八日、地元住民二、〇〇〇人の反対署名を持って東京へやってきた。八月の「命を守る会」と同様、政府へじかに反対の声を届けるためだ。

当日は那覇港でアクシデントがあり、台湾のコンテナ船が座礁して、那覇空港からの飛行機が大幅に遅れた。このため、代表が現地からの声を訴える集会には二人とも間に合わなかった。十区の会からは集會会場に成田さん(海と風の宿)が電話、移設受け入れ表明をした岸本市長に毎日面会を求めている経過を報告した。この面会は「平和のプレゼント」だそぞだ。

集會では七月の嘉手納包囲・サミット反対行動に沖縄へ行った参加者から「現地報告」や、九月二三日の沖縄県庁前行動の報告も。またジュゴン保護運動や米軍への「思いやり予算」反対訴訟のとりくみについての発言があった。さらに十一月二日投票の那覇市長選挙支援の呼びかけもあり、最後に翌日の対政府行動を確認しあった。代表の到着が集會に間に合わなかったもの

の、七月のサミット時に署名を渡すことができなかったくやしさを、自分のくやしきのように感じて参加した人々が多かったためか、会場カンパが二三、〇〇〇円も集まった。

名護からの地元の声を聞き、ジュゴン保護のためにもしも政府が移設を断念したら、たしかにアジアの人々から日本は評価される! 十区の会の今回の行動で、はたして政府に移設反対の声が届くだろうか? われわれも「本土」で、政府に「平和のプレゼント」を贈る行動を考えていかなければならないのではないかと。(吉田)

### 二九日 署名提出行動

「へり基地いらない二見以北十区の会」の東恩納琢磨さん(代表代行)と事務局の浦島悦子さんが、九月二九日、日米両政府に、沖縄のジュゴンの保護と調査に関する請願書」を提出した。

この請願書(要旨後掲)は、沖縄サミットの前に、新たな米軍基地が名護市に建設された場合、最も大きな騒音被害を受ける二見(ふたみ)以北十区を中心に集められた二二〇九名の署名簿は、七月二二日、名護市街地から、サミットが開催された部瀬名(ぶせな)まで行なわれたピースウォークの際、提出されるはずであったが、果たせず、「十区の会」が、代表を東京に送って提出することになったものである。

この日の午後、二人は、まず首相官邸を訪問した。同行議員は、東門美津子議員(衆院、社民党)と赤嶺政賢議員(衆院、共産党)。他に、上原成信・関東ブロック代表や、古荘斗糸子さん(うちなん

ちゆの怒りとともに! 三多摩市民の会)、「名護へリポート基地に反対する会」のメンバーなど九名が、訪問団に加わった。

首相官邸側で応対したのは、片上慶一官房長官秘書官。東恩名さんは、日本政府が責任をもって「ジュゴンの保護と調査」を実施することを要求し、浦島さんは、新米軍基地の建設は、ジュゴンと共生できる豊かな自然・生活環境を破壊してしまつと、穏やかながら凍として訴えた。また同行議員や諸グループのメンバーは、口々に、沖縄の人びとの声を、政府が真摯に受け止めるべきであることを主張した。

片上秘書官は、それらの訴えを森首相に報告することと、なんらかの回答を寄せることを約束したが、「とりあえず聞きおくれ」という姿勢も、対応の随所にちらついた。

官邸の前には、応援に駆けつけた人たちが、「へり基地建設反対」の横断幕をもって待機し、官邸での申し入れの最中も、日本山妙法寺の一行の太鼓の音が、絶え間なく聞こえた。その後、衆議院第一議員会館で報告集會が開かれ、一同は、次に米国大使館に向かった。

米国大使館では、門前で警備員に署名簿を託すだけであったが、東恩名さんも浦島さんも、署名の趣旨を切々と訴え、用意してきたクリントン大統領あての文書、「沖縄のジュゴンの保護と調査に関する請願書」の提出について「を読み上げて、手渡した。

この署名提出は、先の「命を守る会」の東京行動につづくもので、名護現地の声を日米両政府に直に伝える重要な行動となった。(井上澄夫)

### 沖縄のジュゴンの保護と調査に関する請願書

沖縄は日本国で唯一ジュゴンが生息する地域で、世界的に見てもジュゴンの生息の北限とされています。

今や数少なくなった沖縄のジュゴンの最も中心的な生息海域に、日米両政府は、巨大軍事空港の建設を強行しようとしています。もし基地が建設されるとジュゴンの生息環境が破壊され、ジュゴンの食草である海草は激減し、ジュゴンは死滅してしまうでしょう。それは米国の種の保存法に触れることになり、地球環境保全への世界的な取組みの常識からも外れています。

そこでジュゴンの生息する名護市東海岸をはじめとする沖縄の住民から、日米両政府に対し、以下の4点について請願します。

- 1 沖縄のジュゴンを絶滅に追い込む軍事空港建設計画を中止する。
- 2 国際的保護動物であり日本国指定の天然記念物であるジュゴンの生態調査及び陸域も含めた環境調査を1年以上通して行なう。
- 3 世界の模範となるジュゴンの保護政策に取り組む。
- 4 東洋のガラパゴスと言われる琉球列島の中でも、とりわけ貴重な沖縄島北部(ヤンバル)の陸域・海域を含めた自然を世界遺産にする。

森 喜朗 内閣総理大臣 殿

クリントン 米国大統領 殿

### 基地・沖縄関連ニュースクリップ 2000年9月25日～

- 9.25 強制使用認定は違法、反戦地主2人が提訴  
県収用委員会裁決申請受理会議  
空自戦闘機、那覇空港への緊急着陸
- 9.26 県収用委員会意見照会文送付  
嘉手納町議会、地位協定見直しの意見書を採択
- 9.27 北谷町議会、防音工事対象拡大、地位協定見直しの意見書を採択
- 9.28 新嘉手納爆音訴訟、第1回口頭弁論  
米原潜コロンブス、ホワイトビーチ入港。原潜の入港、今年10回目、復帰後163回目
- 9.29 ヘリ基地反対協、定例総会。施設協の解散要求  
違法公金支出差し止め訴訟、ヤンバルを現場検証
- 10.3 代替施設協議会、第2回会合。政府、ジュゴンの予備調査へ  
滑走路2000メートル以上想定/県が代替施設協で見解
- 10.5 ジュゴン年内に調査/施設局長が記者懇で表明
- 10.10 IUCN総会、ジュゴン保護を勧告、日米両政府は修正に参加するも採決を棄権(7頁に要旨)
- 10.11 25日まで公告縦覧/楚辺通信所、牧港補給地区  
名護市と辺野古など連絡会議発足、普天間移設で
- 10.12 超党派の米有力者、在沖海兵隊の削減、集団的自衛権不行使の放棄を提言  
自衛隊機が異常停止で那覇空港滑走路閉鎖
- 10.15 環境法律家連盟、普天間代替で米政府提訴を検討
- 10.17 日本環境法律家連盟の弁護士ら、ジュゴン保護で日本政府提訴も検討
- 10.19 名護市議会、ジュゴン調査に対する意見書を可決
- 10.20 ワシントンで普天間実施委(FIG)、代替施設工法など協議  
宮城浦添市長2期目出馬で、軍港移設容認撤回
- 10.21 県民総決起大会に2000人(10頁に決議)

## あれから五年、再編・強化される基地 一・二一 県民総決起大会 報告

沖縄が日米両政府に異議を申し立てた九五五年の秋から五年の節目を迎えた。今年の一・二一集会は、両政府の差し出したSACO合意が基地の整理・縮小を装いながら統合・強化を押し進めていることをあらためて心に刻む場となった。

県民会議主催による「名護市へのあらたな基地建設に反対する総決起大会」は二千名(主催者発表)の参加者による集会とデモが行われた。憲法九条の碑が建つ会場の与儀公園では浦添市職、宜野湾市職や平和市民連絡会などの幟が並ぶなか、伊江島の謝花さん、本島市脚中の日本山妙法寺のお坊さんの姿も見える。地主の有銘さんはシャッターチャンスを思案している。

海勢頭あいさんの司会で始まった一時間半の集会はなんと一六団体の発言が盛り込まれた。主催者を代表して山内徳信さんは、「私たちが黙っていると政府も県も市も何をするかかわらない。弱者が最後まで勝ち残るためには諦めないことが大切です」と呼びかけた。那覇市長選に立候補している堀川美智子さんは、「軍用地が返還されて発展している地域を見て欲しい。平和であってこそ真の街づくりができる。平和行政のために皆さんと一緒に行動したい」と連帯のあいさつ。会場から大きな拍手がわいた。

各政党からも発言があり、沖縄に基地はいらないという女性の声に押されて国会へ出た東門美津子さん、東京からは沖縄が全く見えていないことが基地の強化に通じていると強調した。

途中で一息、海勢頭豊さんの「ザンの海」が披露された。各地のコンサートで沖縄の声を伝えていくために作ったものだそう。

市民平和連絡会の新崎盛暉さんはSACO合意のまやかしと、軍民共用空港の三沢基地(青森)を抱える三沢市が振興策によって発展しているわけではないこと指摘し、私たちの要求は基地の整理・縮小・撤去であることをアピール。ヘリ基地反対協の安次富浩さんは先頃のIUCN(国際自然保護連合)の決議採択と海勢頭さんの歌が運動の追い風になっているとお礼を述べて、新たに出発した反対協はこの間、代替施設協議会の解散を県と市に要求し続けてきたことを報告し、市民投票から三周年を迎える一月二一日には、皆さん是非名護に来てくださいと呼びかけた。集会後、ひめゆり通り 国際通り 県庁までのコースでデモを行った。

八月末に各種協議会を一齐に立ち上げた日本政府は、サミット開催で沖縄を黙らせた勢いで年内にも建設の目途をつけようとしている。一方、基地使用期限一五年問題の矛盾をつぎ、ジュゴン保護を確約させることで建設断念につなげようとする動きが粘り強く続けられている。東京で開かれる代替施設協議会に対して私たちは何かアクションできないだろうか?

(野口)

### 県民総決起大会 基地建設反対決議(抄)(2000.10.21)

県民を無視し続け、新たな基地建設を強行しようとする政府を私たちは許すことができない。知事や名護市長が政府に追随し、基地建設を受け入れることを認めることはできない。名護に、沖縄に、日本に民主主義はあるのか。名護市長は市民の、知事は県民の意思を尊重するのが当然ではないか。

1995年のこの日、私たち県民は何を誓ったのか。悲惨なあの事件、それは氷山の一角に過ぎなかった。もう二度と繰り返させないと誓ったのではなかったか。私たちはもう一度原点に戻り主張する。

国際自然保護連合総会は、辺野古の海に生きるジュゴン保護の特別勧告をした。南北朝鮮は、自主的・平和的統一に向け「対話」を始めた。在日・在沖米軍の駐留の意味がなくなりはじめています。沖縄にあらたな基地はいらない。(出典:琉球新報)

# 【連載】やんばる便り 7

浦島悦子（へり基地いらない二見以北十区の会）

一九九七年一〇月（名護市民投票の二カ月前）に十区の会が結成されてから、私たちは毎年大晦日の夜、瀬嵩（せだけ）の浜に集い、去りゆく年の労をねぎらい、来る年に希望を込めて、初日の出を迎える年越しの行事を行なってきた。昨年一二月に、一九〇〇年代最後の満月に平和への祈りを捧げ、歌や踊りを通して心をひとつにしよつと行なわれた「満月まつり」も、今年七月の皆既月食の夜に行なわれた第二回「満月まつり」（この時には、同時開催された韓国・梅香里（メヒャンリ）での「満月まつり」および国際連帯集會に弾圧がかかり、住民運動のリーダー六人が不当逮捕されたのは記憶に新しい）も、同じく瀬嵩の浜が舞台だった。

大浦湾の最奥に位置し、米軍キャンプ・シユワブと新たな基地建設の予定海域を望む瀬嵩の浜に、基地問題を学ぼうと、内外から訪れる人々を案内する機会も最近増えなければ、ここはもともと、古来ムラ人たちが浜下（うつり）をし、海の幸を得、月明かりのもとで遊び、ニライカナイに向かって祈った場所

なのだ。そして、その浜を見下ろすように、小高い瀬嵩ウタキ（御嶽）の森がある。海に向かって突き出た瀬嵩ウタキをばさんで、浜はアガリバマ（東浜）とメーバマ（前浜）に分かれている。メーバマの方が波が静かなので、小さな子どもたちは、ここで泳ぎを覚えたという。晴れた日に外から来る人は、海の美しさに感動するようだが、実はこの海もすでに赤土で相当に汚染されている。サンゴは死滅しつつあり、ジュゴンの食べる海藻の上にも赤土が積もり、雨の日、海は赤く染まる。日本復帰以降の道路や土地改良などの公共工事に加えて、現在進行中のゴルフ場建設工事がその原因だ。ウタキの神々は、それをどう眺めていらっしやるのだろうか。

現在、入り口に鳥居が立ち「瀬嵩お宮」と呼ばれているところが、「お宮」ではなく、「ウタキ」だと教えて下さったのは、瀬嵩に住む西平万喜（にしひら・まんき）さん（七九歳）だった。若い頃からムラの歴史に関心の深かった万喜さんの古いノートには、次のよう

に書かれている。

「私が幼少の頃（昭和八、九年頃）は『お宮拝み』とは言わなかった。『お嶽（ウタキ）拝み』と言っていた。旧正月になると各戸で豚一頭を、又は二戸で一頭殺して正月用のご馳走を作っていたが、その肉のうちから最上級の肉を選んで、ウタキジシとして別にして、元旦の日にその肉を煮て各家庭から三片ずつ供出していた。シシとは肉のことである。昔はウタキを拝してから後で各家で祝ったものである」

ムラを守る神々の在（いま）す山として、ムラ人たちの信仰の対象であったウタキが「お宮」と呼ばれるようになったのは、皇民化運動の盛んだった頃、「紀元二六〇〇年記念事業」としてウタキが増改築された時からだと万喜さんは言う。鳥居が建てられたのもその時だ。これは瀬嵩だけでなく、沖縄各地のウタキや拝所（うがんじょ）に、今も鳥居が残っているのは、伝統的な沖繩のムラの信仰を天皇のもとへ吸収しようとしたその名残である。万喜さんは、「お宮」ではなく、「ウタキ」と呼ぶべきだと強調した。

万喜さんのお連れ合いのヨシさん（七七歳）は、十区の会の集會などに時々顔を見せて下さるが、目の見えない万喜さんは、もっぱら家で音楽やラジオを聴いて過ごしているので、ユンタク（おしゃべり）しに行くこと

とても喜んで下さる。ヨシさんが「目は見えないけど、口と頭は達者よ。昔のことを何でも良く覚えていて感心するくらい」と言うように、万喜さんが話し始めると、とどまるどころを知らない。瀬嵩の歴史から、目が自由でなかった頃のさまざまの体験、区長を勤めていた頃の話……。小柄だけれど、若い頃は腕っぶりも強く、足も速かったという。

万喜さんの話で私がいちばんおもしろかったのは、瀬嵩ムラの発祥にまつわる話だ。語り継がれてきたものが、万喜さんの推察なのかわからないが（両者のミックスされたものかもしれない）、説得力もあり、シマの最初のイメージをふくらませてくれる。

現在の瀬嵩部落はね、昔は海だったんだ。今の小学校の後ろの森の裾まで波が打ち寄せ、内海になっていた。その証拠に、背後の森の前の畑からは今も、少し掘るとサンゴ砂利が出てくる



絵：比嘉明子

よ。ウタキの森は、今のよう陸続きではなく、離れ小島だった。この小島があったお陰で、その回りにだんだん土砂がたまり、内海が陸地になって草木が繁り、人が住めるようになった。

だから、ウタキの森は、瀬嵩の産みの親なんだ。ウタキとして今もあがめられているのは、そういうわけなんだよ。

瀬嵩のムラは耕地面積が少なく、ムラ人がムラの外に糧(かて)を求めて出ていかなければならないほど貧しかったので、ウタキの森まで開墾して畑にした時期があったという。ところが、ムラの若者が次々に死んだり、ムラが荒れてしまったんだ。これは神山を荒らしているからだ

いうことで、畑を返還させ、縄を張って入れないようにした。それ以降は、旧の元旦と九月九日の神山の掃除の時以外は入ってはいけないことになった」

やんばるの集落ではヤマジミ、ヤマアキの神(かみ)行事のあるところが多い。ヤマジミ(山閉め)とヤマアキ(山開け)の間は、山に入ってはいけないことになっている。森林資源を守るための禁伐期間だと考えると、昔の人の智恵の深さに感じ入る。ウタキの森も、立ち入りが制限されてきたお陰で、豊かな自然が残ってきたのだ。

しばらくごぶさたしていた万喜さんの語りを聞きたくなってお宅を訪ねた。いつでも家にいるはずの万喜さんが、何度声をかけても出てくる気配がないので、裏に回ってみると、裏の畑でヨシさんが草取りをしていた。「万喜さんはお休みかしら」と尋ねると、「持病が出て入院しているのよ」との返事。万喜さんを気づかいつつ、ヨシさんとはばらくユンタクする。基地の話から、沖縄戦の時の話になった。

ヨシ (一九四四年の)一〇・一〇空襲の時は、ここらもみんな機銃掃射でやられたんだよ。朝早く蝶々のようなものが飛んでくると思ったら、飛

私  
ヨシ

行機の編隊だったの。

このへんもみんな焼けたの？

昔はほとんどカヤブチャー（カヤ葺き屋）だから、よく燃えたよ。金持ちのカーラー（瓦屋）だけがわずかに残った。

忘れもしない（一九四五年の）三月二三日、辺野古（へのこ）の方から米軍が上陸してね、それから三カ月間、山に隠れていたよ。私はまだ二二〜二三歳でね、小さな子どもを抱えて……。男は年寄りまで防衛隊に取られていたからねえ。夜になると山を下りてイモを掘ったり。

私  
ヨシ

この後ろの山ですか。

そう。初めは部落に近いところにいたけど、それから山奥へ山奥へと逃げた。二〜三歳の子どもたちが、ハシ力でどんどん亡くなっていったのよ。後は食べる物もなくなって、草や木の葉まで食べた。桑の葉なんか、みんなが食べるので、木はみんな裸だった。調味料もないから、海の潮水を汲んできて、それで味つけるの。

地元の間人はまだよかったけど、中南部から避難してきた人たちは、ほんとうにかわいそうだった。着の

私

ヨシ

身（み）着の儘（まま）で、ここに来るまでに体力を消耗しきっているでしょ。戦後すぐはマリリヤもはやってね、一人残らず感染したんだけど、体力のない人から死んでいくの。毎日一〇人ぐらいずつ死んで、犬が猫みたいに地面にただ穴を掘って埋めた。

山からはどうやって下りてきたの？

アメリカカーに捕まったら殺されるとか、ひどい目に遭わされるとか、さんざん聞かされていたから、初めは『出てきなさい』と言われても、誰も出ていかなかった。でも、あるおばあさんが米軍のキャンプに連れていかれて、カンツメとか食料をたくさん持たされて返されたというのが伝わってきたね、それで一人、また一人と下りてきた。

戦後すぐは、避難民も含めて瀬高だけで何千人も人がいて、一時は瀬高市になったのよ。一軒の屋敷に一〇軒くらいのカヤブチャーを建ててね。みんな焼けてしまっているから、山から竹を切ってきて簡単な小さい家を作るの。沖繩の人って頭がいいよね。アメリカカーにもらったカ

私

ンツメの空き缶で、お椀や鍋を作ったり、カンカラ三線も作ったし。

モノがないとジンブン（智恵）が出るのよね。今はモノがありすぎて、みんな頭を使わなくなっている。

ヨシ

ここには那覇、西原、中城（ながくすく）などあちこちから来た人たちがいたから、少し落ち着いてくると、各部落ごとに村芝居をやったりしてね、にぎやかだったよ。

「戦争はもう絶対イヤだ」「子や孫たちには、あんな思いをさせたくない」と言うヨシさんは、基地を増やして、また戦争を始めようとしている「上の人たち」に腹を立てている。「なんでかねえ」とくやしがる。

瀬高の浜には今日も、太古の昔と変わらず、波が打ち寄せ、太陽が東の海を黄金色に染めて昇ってくる。満月がさざなみを銀色にきらめかせ、ウタキの神々は静かに人々を見守っている。イヤ、人間に愛想を尽かして、とくに逃げ出してしまったかもしれないのだけれど、そう信じることにしよう。戦争などという愚かしい考えを捨て、人と人、人と自然とが調和しあうためのほんとうのジンブンを取り戻すために。

## 【新刊紹介】

伊藤嘉昭『沖繩の友への直言』

を読んで

村上有慶（沖繩平和ネットワーク）

伊藤嘉昭先生といえは、私たちにとっては大変大きな存在です。ウリミバ工根絶の話は、復帰直後から聞いていましたし、その結果、ゴーヤをはじめ多くの農産物が輸出できるようになりました。沖繩にとっては大人人としてよい人でしょう。科学技術者としても、奇想天外といってよい不妊化虫の放しという方法が面白くもあり、驚きでもありました。そんな偉大な方でも、沖繩とぶつかるカルチャーショックは、同じようにあるのだという親近感を覚えました。私自身、東京で生まれ育ち、一九七三年に、大学卒業と同時に沖繩に赴任し、二八年ここに住んでいます。日



高文研刊 本体 1,200 円  
2000年9月20日発行  
ISBN4-87498-245-X  
<http://www.koubunken.co.jp/>

本復帰の矛盾が満ち溢れているなかで、中部の中の町などで飲んでいると、大和人焼かれて帰るぞ」とコップが飛んできたようなこともありました。若かったので地域のエイサーに参加させてくれと申し出ると、大和人なんか参加させないと断られたものでした。やがて沖繩の女性と結婚するということになると、お互いの両親親戚からは猛反対を受けるといふ経験もしました。

沖繩は確かに日本という国家との関係において、常に国家利益のために多くの犠牲を強いられてきました。本土から来る大和人が、常に沖繩の支配者としてやってくるが多かったのだらうと思います。歴史的矛盾の溝は大変深いと言わざるを得ないでしょう。いまだに私自身の職場を含めて、全国展開している職場では、沖繩へやってくるのは新任の管理職であり、数年もすると本土へと帰っていつてしまいます。経済的にも、サミットなどの様な大きなイベントがあれば、本土大手建設業がやってきて、優れた技術と仕事ぶりで、多くの経済的収益を吸い上げて行きます。伊藤先生がなさったことの偉業は認めつつも、スタンスの構図は、大和政府という高みからの物言いに地元では見えてでしょう。当然、国家が生み出した矛盾の責任は、本土からきた一般人の私たちにはその責は負うべくもないわけです。沖繩の一般的な反大和感情で個人が処断されるべきでもないでしょう。

しかし、本土のどこだろうと地域的辺境や日本部落的封建制はあるものだとおもいます。沖繩も同様であり、国家的差別を受けているという悲劇のヒロイズムで美化される必要もないわけでは、大和人ばかりではなく、謝花昇や伊波普猷など沖繩の開明的文化人ですら、沖繩大衆には時代を経なければ理解されなかつたことを見れば明らかです。

いわゆる南方的な「けじめの無さ」を仕事においても容認しては人は育たないとは思いますが、沖繩自身の自立にもつながらないとは思いますが。大工場があつて組織的労働者の訓練ができていないし、鉄軌道がないために時間がルーズになったりもします。第一次産業的仕事ぶりも影響しているでしょうし、狭い地域社会の中でギスギスとした競争社会で勝者となることよりも、助け合いの精神で暮らす心象風景のほうが一般的です。

私自身は、岩崎卓爾を尊敬します。彼は確かに本土に残した家族たちを幸福にはできなかった。復帰して三、四年あまりが過ぎようとする今、さまざま本土との交流は増加していますし、都会生活に疲れ、美しい離島で人知れず生きて行こうとする大和人も多くいます。私は、その人々に人生の敗北者と言う烙印を押したくはありません。伊藤先生の言葉が沖繩を愛すればこそその直言だと受け止めました。沖繩の愛し方もさまざまだと思います。

## 集会案内 2000年11月

[http://www.jca.apc.org/HHK/Meetings/Meetings\\_Oki.html](http://www.jca.apc.org/HHK/Meetings/Meetings_Oki.html)

11月1日(水)

教えられなかった戦争 沖縄編上映会

18:00 / 神田パンセ / 高岩仁(監督) /

連絡先: 03-3264-3771(労働大学)

団結まつり前夜祭企画「国労冬物語」上映会

18:30 / シニアワーク東京地下ホール

平和講座 第4回 憲法調査会の今

19:00 / 新小岩社会教育館 / 伊藤成彦(中央大

学教授) / 連絡先: 新小岩社会教育館(3696-

4551)

11月2日(木)

女たちがつむぐ平和のネット

18:30 ~ 21:00 / 牛込聖公会聖バルナバ教会

(神楽坂駅歩1分) / 報告: 鄭柚鎮(駐韓米軍犯

罪根絶運動本部) 又吉京子(カマドウ小たちの

集い) / 主催: NCC 平和・核問題委員会 ほか

11月3日(金・休み)

2000 憲法を考える 厚木の爆音の下で考える

13:00 / 大和市林間学習センター / 水島朝穂(早

稲田大学教授) / 尾形育(厚木爆同) / 主催: か

ながわ憲法フォーラム / 連絡先: 045-231-2479

団結まつり

10:00 ~ 15:00 東京・亀戸中央公園

11月5日(日)

みんなでつくろう! 戦争と失業のない21世紀を

10:00 / 大阪市扇町公園 / 主催: 同実行委(06-

6935-5696 FAX:6939-7405)

11月8日(水)

平和講座 第5回 憲法をめぐる政治状況

19:00 / 伊藤成彦(中央大学教授)

11月9日(木)

平和講座 第6回 国際情勢と戦争の可能性

19:00 / 浅井基文(明治学院大学教授)

日本製鉄元徴用工裁判第166回口頭弁論

13:30 / 証人尋問 / 東京地裁710号法廷

11・9日鉄裁判交流の夕べ

18:30 / 千代田区立西神田コスモス館

11月10日(金)

「日の丸・君が代」なんて押しつけられてたまるか

18:3 / 神奈川県民センター / 田中伸尚 / 主催:

「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神

奈川の会 090-3909-9657

11月11日(土)

今なぜ、「教育改革」、「日の丸・君が代」なのか?

14:00 / 一橋大学東1号館1318教室 / 渡辺治

(一橋大学教員) / 連絡先: 042-574-4647

南京ブレ集会

18:30 / エル・おおさか / ビデオ『検証・南京

大虐殺』 / 報告: 「性暴力」= 南京、上海を訪ね

て / 主催: 大阪実行委員会(06-6366-8115)

11月12日(日)

教えられなかった戦争 沖縄編上映会

13:30 / 名古屋学生青年センター / 高岩仁 / 連

絡先: 0561-53-8937(なごや自由学校)

連続講座~主権・人権・戦争放棄から問いなおす憲

法 第3回「戦争放棄と憲法」

14:00 / 立川中央公民館 / 浦田一郎(一橋大学教

授) / 主催: 市民のひろば・憲法の会 / 042-523-

1010(いとう) 042-524-9863(加藤)

11月15日(水)

盗聴法の廃止を求める市民と国会議員の集い

18:30 / 星陵会館 / 主催: 盗聴法の廃止を求める

署名実行委 / 連絡先: 日消連(03-3711-7766)

11月16日(木)

平和講座 第7回 国際関係と憲法9条

19:00 / 講師: 浅井基文(明治学院大学教授)

731・南京・無差別爆撃控訴審第4回

11:00 ~ 東京地裁817号法廷

11月18日(土)

「憲法9条の会・関西」総会&講演会

13:30 / 大阪市立難波市民学習センター / 『いま、

憲法調査会では...』高田健(憲法調査会市民

監視センター) / 主催: 憲法9条の会・関西

11月23日(木・休み)

平和講座 第8回 習志野自衛隊駐屯地を見る

現地集合 / 東海林次男(歴教協)

11月24日(金)

反天皇制連続学習会 「天皇制の戦争責任を考える」

18:30 / 国分寺勤労福祉会館 / 松井やより / 主

催: 日の丸・君が代いりません! 実行委 / 連絡

先: 042-525-9036(テント村) ほか

11月30日(木)

平和講座 第9回 ビデオと話し合い

19:00 / 新小岩社会教育館(3696-4551)

## 2001年カレンダー 命こそ宝

沖縄・伊江島 阿波根昌鴻から21世紀へ

命を育む土地を尊んだ伊江島の人々の、平和の発信を続ける阿波根昌鴻さんの言葉をカレンダーにしました！  
 壮絶な沖縄戦を経て、アジア太平洋戦争が終結し、島が復興の歩みを始めたとき、米軍が「銃剣とブルドーザー」で人々の土地を奪いました。

このカレンダーは米軍に奪われた土地を取り戻すために、非暴力を貫いて、たたかった農民たちの貴重な記録（モノクロの写真）と、その運動の中心であり、「反戦地主の父」といわれ、もうすぐ100歳を迎える阿波根昌鴻さんの言葉を各月に配しました。日にちの横に美しい伊江島の花や海の写真と、阿波根さんの言葉とモノクロ写真の説明があります。

アメリカの占領下、沖縄の農民たちが知恵を絞ってたたかった歴史と平和への思いを日々の暮らしに添えてみませんか。周りの方にも、ぜひこのカレンダーをご紹介します。

【定価】 1500円

【仕様】 カラー印刷、サイズB4(257mmX364mm)使用サイズB3(364mmX513mm)、中綴じ、28頁

【協力・写真提供】 阿波根昌鴻

【発行】 映像文化協会(045-981-0834)

会員と読者の皆さまへ

## 那覇市長選挙への支援カンパをお願いします

来たる十一月十二日に、沖縄・那覇市の市長選挙投票が行われます。革新候補は現那覇市長・親泊康晴氏の推薦により、社大・社民・共産・民主・自由連合の支持を受けた前那覇市福祉部長の堀川美智子氏です。また対立候補は、県議で自民党幹事長であった翁長雅志氏で、自民・公明の推薦を受けています。

堀川氏は「憲法を生かした平和で安全な街づくり。那覇軍港の早期返還、那覇空港の民間専用化、日米地位協定の抜本的見直し」などを打ち出し、那覇軍港内の市有地については、「(軍用地契約を拒否している)親泊行政の考えを継承する」としています。

一方、翁長氏は今春に県議会で強行採決された「一坪反戦地主排除決議」にかかわった中心人物で、このような人物による市政となれば反戦・反基地、平和運動に圧力を加えてくるでしょう。

自民党の支配下にある県知事に加えて、県都・那覇の市長までが政府・与党に迎合するようになっては、米軍基地の縮小・撤去を求めてこれまでがんばってきた市民の活動が、今後は大きく後退させられかねません。そのことは、単に那覇市政が変わることだけでなく、これから本格化しようとしている普天間飛行場の北部移設、那覇軍港の浦添移転などの米軍基地強化に直結しかねません。

政府与党は、県知事選挙に見られたように、莫大な金と人をつぎ込んで那覇市政の奪還を狙ってくるでしょう。それに対抗して那覇の革新市政を守り抜こうとする、市民各層の動きも胎動しはじめてはいますが、まだ手探りの状態です。政府・与党と金で競争して勝てる選挙ではありません。金では圧倒的に負けるでしょう。市民派は市民一人ひとりのハートに訴えることで票を掘り起こしていこうとしています。最低限のポスター代、パンフレット代は欠かせません。

会員と読者のみなさまが、一、円づつでも拠出して、那覇市政を反戦運動の拠点として守り抜くことに、ご協力をお願いします。

二 年一月

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

郵便振替 00150-8-120796